

◎岩手県いじめ再調査委員会条例（条例第63号）

- 1 いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うため、知事の附属機関として岩手県いじめ再調査委員会（以下「委員会」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 委員の人数等委員会の組織について定めることとした。（第2条関係）
- 3 委員会の委員長について定めることとした。（第3条関係）
- 4 委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができること等とした。（第4条関係）
- 5 委員会の招集等委員会の会議について定めることとした。（第5条関係）
- 6 委員会は、必要に応じて議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができること等とした。（第6条関係）
- 7 委員及び専門委員の秘密を守る義務について定めることとした。（第7条関係）
- 8 委員会の庶務は、総務部において処理することとした。（第8条関係）
- 9 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとした。（第9条関係）
- 10 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第64号）

- 1 県民税の法人税割の税率の特例措置の期間を平成28年1月31日まで延長することとした。（附則第19条関係）
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、地方税法等に基づき提出する申告書等の書類に個人番号等を記載させることとする事とした。（第6条の2関係）
- 3 施行期日等
(1) この条例は、平成28年2月1日から施行することとした。ただし、2並びに3(2)及び(3)は、同年1月1日から施行することとした。（附則第1条関係）
(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条関係）
(3) 岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正することとした。（附則第3条、第4条関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第65号）

- 1 歯科技工士免許証に係る申請書の受理等に関する事務で規則で定めるもののうち、氏名等の届出の受理以外の事務を盛岡市等が処理することとする事務から除くこととした。（別表第2関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例（条例第66号）

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第24条、第27条関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第67号）

- 1 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を平成32年3月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎流域下水道条例の一部を改正する条例（条例第68号）

- 1 下水道法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第3条、第4条関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第69号）

- 1 電気事業における総最大出力148,570キロワットを173,870キロワットに改め、発電所に高森高原風力発電所を加えることとした。（第2条関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第70号）

- 1 岩手県立福岡高等学校浄法寺校を廃止することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県いじめ問題対策連絡協議会条例（条例第71号）

- 1 いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、岩手県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 委員の任期等協議会の組織について定めることとした。（第2条関係）
- 3 協議会の会長について定めることとした。（第3条関係）
- 4 協議会の招集等協議会の会議について定めることとした。（第4条関係）
- 5 協議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理することとした。（第5条関係）
- 6 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県いじめ問題対策委員会条例（条例第72号）

- 1 いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、岩手県いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 委員会の所掌事項について定めることとした。（第2条関係）
- 3 委員の人数等委員会の組織について定めることとした。（第3条関係）
- 4 委員会の委員長について定めることとした。（第4条関係）
- 5 委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができること等とした。（第5条関係）
- 6 委員会の招集等委員会の会議について定めることとした。（第6条関係）
- 7 委員会に、部会を置くことができること等とした。（第7条関係）
- 8 委員会は、必要に応じて議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができること等とした。（第8条関係）
- 9 委員及び専門委員の秘密を守る義務について定めることとした。（第9条関係）
- 10 委員会の庶務は、教育委員会の事務局において処理することとした。（第10条関係）
- 11 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとした。（第11条関係）
- 12 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第73号）

- 1 風俗営業の許可に係る営業制限地域に幼保連携型認定こども園の周辺の地域を加えることとした。（別表第1関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則関係）